

員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。
第一条第十号中「第七号」を「第八号」に改める。

別表中「伊具郡丸森町耕野字羽抜三〇 丸森町立丸森西中学校」及び

「黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋 大郷町立大松沢小学校」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・二・五十六

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号及び第二号中「又は研究主任」を「、研究主任又は防災主任」に、同条第三号中「又は寮務主任」を「、寮務主任又は防災主任」に、同条第四号及び第五号中「又は研究主任」を「、研究主任又は防災主任」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十四・二十六

人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、期末手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十五・二十九

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十七・十九

人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三条第八号中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十八・五十三

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中	所 王城寺原補償工事事務	所 王城寺原補償工事事務	所 漁業指導船	所 産業技術総合センター
	所 長	所 長	船 長	所 長
			六種	一種

所 王城寺原補償工事事務	所 長
所 産業技術総合センター	所 長

所 気仙沼土木事務所	所 長	四種
所 港湾事務所	支所 長	五種
所 下水道事務所	所 長	四種

を

に、

を

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・三十三・五十五

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第十三号までの規定、第六条第二項及び第三項、第十四条第二項並びに第十五条第一項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第二イの表中

正規の試験

を

採用試験

に改め、同表備

考第一項及び第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第二ロの表中

正規の試験

を

採用試験

に改める。

別表第二ホの表中

正規の試験

を

採用試験

に改める。

別表第二ニの表中

短大	大学	短大	大学	短大
1.5	0	1.5	5	3
5	5	5	8	3

を

に改める。

所 気仙沼土木事務所	所 港湾事務所	所 下水道事務所
所 長	所 長	所 長

四種

0	15	7	10
---	----	---	----

大学6卒	0	2	5	3
大学卒	0	5	3	8

別表第三十大卒卒の欄第三十中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を「⁽¹⁾学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」及び「⁽²⁾学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」に改め、同欄第四十中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第六一の表中 「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第六一の表中 「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第六一の表中 「正規の試験」を「採用試験」に改める。

獣 医 師	大学6卒	2級17号俸
	大学卒	2級5号俸
薬 剂 師	大学卒	2級5号俸

獣 医 師	大学6卒	2級19号俸
	大学卒	2級5号俸
薬 剂 師	大学6卒	2級19号俸
	大学卒	2級5号俸

3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

58	58	58	58	59	59	59	59	59	60	60	60
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

60	61	57	58	58	58	58	58	59	59	59	59	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

60 を 60 に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十六・十

人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「および」を「及び」に改め、同項第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・三十二

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

附則別表二級の項中

<p>川崎町立前川小学校青根分校</p>	<p>柴田郡川崎町大字前川字名号下山三の七</p>	<p>を削り、</p>
<p>同表一級の項中 川崎町立本砂金小学校 同 支倉小学校</p>	<p>柴田郡川崎町大字本砂金字道畑九五の一 同 同 大字支倉字塩沢九</p>	<p>及び</p>
<p>大郷町立大松沢小学校</p>	<p>黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋九</p>	<p>を削り、</p>
<p>栗原市立文字小学校 同 花山小学校</p>	<p>栗原市栗駒文字葛峰一一の八 同 花山字本沢鯨ヶ森三三の三</p>	<p>を</p>
<p>栗原市立花山小学校</p>	<p>栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三の三</p>	<p>に改め</p>
<p>同 谷川小学校</p>	<p>同 同 同</p>	<p>及び</p>
<p>丸森町立丸森西中学校 栗原市立花山中学校</p>	<p>伊具郡丸森町耕野字羽抜三〇 栗原市花山字本沢久保三</p>	<p>を削り、</p>
<p>同表準へき地学校の項中</p>	<p>同 同 大字川内字天神前二五七の一</p>	<p>、</p>
<p>同 川内小学校</p>	<p>同 同 大字川内字天神前二五七の一</p>	<p>、</p>
<p>大郷町立粕川小学校</p>	<p>黒川郡大郷町粕川字伝三郎三三</p>	<p>及び</p>
<p>丸森町立大内中学校</p>	<p>伊具郡丸森町大内字横手一九</p>	<p>を削る。</p>
<p>別表一級の項中</p>		

<p>川崎町立前川小学校青根分校</p>	<p>柴田郡川崎町大字前川字名号下山三の七</p>	<p>及び</p>
<p>同 谷川小学校</p>	<p>同 谷川浜二重坂一の一</p>	<p>を削り、</p>
<p>同表一級の項中 川崎町立本砂金小学校 同 支倉小学校</p>	<p>柴田郡川崎町大字本砂金字道畑九五の一 同 同 大字支倉字塩沢九</p>	<p>及び</p>
<p>大郷町立大松沢小学校</p>	<p>黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋九</p>	<p>を削り、</p>
<p>栗原市立文字小学校 同 花山小学校</p>	<p>栗原市栗駒文字葛峰一一の八 同 花山字本沢鯨ヶ森三三の三</p>	<p>を</p>
<p>栗原市立花山小学校</p>	<p>栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三の三</p>	<p>に改め</p>
<p>丸森町立丸森西中学校 栗原市立花山中学校</p>	<p>伊具郡丸森町耕野字羽抜三〇 栗原市花山字本沢久保三</p>	<p>を削り、</p>
<p>同表準へき地学校の項中</p>	<p>同 同 大字川内字天神前二五七の一</p>	<p>、</p>
<p>同 川内小学校</p>	<p>同 同 大字川内字天神前二五七の一</p>	<p>、</p>
<p>大郷町立粕川小学校</p>	<p>黒川郡大郷町粕川字伝三郎三三</p>	<p>及び</p>
<p>丸森町立大内中学校</p>	<p>伊具郡丸森町大内字横手一九</p>	<p>を削る。</p>
<p>附 則</p>		
<p>この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>		

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・四十・十

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八・五・二十九

人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六条の第二項」を「第六条の第二第四項に規定する放課後等デイサービスをを行う事業若しくは同法第六条の第三第二項」に、「を」を行う施設又は「を」又は「に」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

第八条第一項第二号中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第八条の四中、「第六条の第二第二項」を「第六条の第二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の第三第二項」に、「を」を行う施設又は「を」又は「に」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八・六・二十九

人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六条の第二第二項」を「第六条の第二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の第三第二項」に、「を」を行う施設又は「を」又は「に」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

第六条の四中「第六条の第二第二項」を「第六条の第二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の第三第二項」に、「を」を行う施設又は「を」又は「に」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第二新宮城丸の項を削り、同表港湾事務所の項中「所長 支所長」を「所長」に改める。

○人事委員会規則十一・一・三十九

人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十一・二、五十六

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一角田市の項中

（政策企画課関係） 課長補佐（行政改革を担当するものに限る。）	（政策企画課関係） 課長補佐（行政改革を担当するものに限る。）
（政策調整係長） 主幹、副主幹、秘書係長、主査、主事、主事（秘書を担当するものに限る。）	（秘書広報室関係） 室長補佐、係長、主幹、副主幹、主査及び主事、秘書広報を担当するものに限る。）

を

保育所	所長	保育所	所長	所長補佐
児童館	館長	児童館	館長	

に

教育長、教育次長、理事、副理事、課長、参事	を	教育長、教育次長、理事、副理事、課長、室長、教育専門監、参事
-----------------------	---	--------------------------------

に

館長	を	事務長
----	---	-----

に改め、同表多賀城市の項中、

計管理者 課長」を「会計管理者 震災復興推進局長 課長 室長」に、

（事務局共通） 教育長、副教育長、理事、副理事、参事	を	（事務局共通）
-------------------------------	---	---------

事務局	（教育総務課関係） 課長補佐、総務企画係長、課長補佐、学校教育係長	を	事務局	教育長、副教育長、理事、副理事、参事、課長補佐、総務企画係長、学校教育係長
-----	--------------------------------------	---	-----	---------------------------------------

に改

め、同表栗原市の項中「人事給与係長 厚生係長」を「人事係長」に改め、同表丸森町の項中

教育委員会	公民館	事務局	学校給食センター	公民館	事務局	教育長	教育次長
	館長	副館長	所長	館長	副館長		

を

に改め、同表亘理町の項中

教育委員会	事務局	教育長	課長
農業委員会	事務局	局長	

支所	支所長	支所	支所長
支所		支所	

に改

め、同表大郷町の項中

公民館	館長	事務局	教育長	課長
事務局	教育長	課長		

に改め、同表富谷町の項中「課長」の下に「室長」

本庁	課長
----	----

を加え、同表女川町の項中

診療所	所長
水産観光センター	館長

を

本庁	課長 室長
----	-------

に、

地域包括支援センター	所長
老人保健施設	施設長 副施設長 総看 護師長
病院	院長 副院長 総看護師 長 事務長 課長

を

地域包括支援センター	所長
子育て支援センター	所長

に、

事務局	教育長 課長
公民館	館長

を

事務局	教育長 課長
-----	--------

に改める。

別表第二石巻地区広域行政事務組合の項中

組合事務局	局長 次長 課長 総務企 画課長補佐
清掃施設管理事務所	所長

を「組合事務局 局長 次長 課長 総務企画課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

人事委員会規則十二・一、十六

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城県スポーツ振興財団（平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。）の項を削り、同表財団法人みやぎ産業振興機構（昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「財団法人みやぎ産業振興機構」を「公益財団法人みやぎ産業振興機構」に改め、同表財団法人みやぎ農業担い手基金（平成二年十月八日に財団法人みやぎ農業担い手基金という名称で設立された法人をいう。）の項を削り、同表社団法人宮城県林業公社（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の項の次に次のように加える。

社団法人宮城県農業公社（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）

仙台市

別表第二宮城県商工会連合会の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十三・〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

〇人事委員会規則十三・〇・三

人事委員会規則十三・〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）に基づき、人事委員会規則十三・〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「総務課総務班長」を「総務課総務審査班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和五十六年人事委員会告示第二号（人事委員会の権限（期末手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

- 一 二中(ロ)を(イ)とし、(ハ)から(ナ)までを(ウ)から(イ)までとし、(ヒ)の次に次のように加える。
- (ハ) 規則七・第十四第十条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十四年四月一日

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成九年人事委員会告示第七号（人事委員会の権限（勤勉手当）の一部委任）の一部を次のように改正

した。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二に次のように加える。

- (六) 規則七・第十五第九条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

と。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十四年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十四年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二(1)及び(2)中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十四年四月一日